目　次

1. 校訓･教育目標･教育方針･重点目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 校歌　・・3
3. 学校の沿革　・・4
4. 学則　・・9
5. 教育課程表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
6. 日課表　・・・１７
7. 年間行事計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
8. 生徒心得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
9. 自動二輪車等･普通自動車･準中型自動車に関する規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
10. 保健心得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
11. 図書館利用規程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
12. 生徒ホール使用心得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
13. 部室棟使用心得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
14. 生徒会会則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
15. 生徒会諸規程
　(1) 生徒会役員選挙管理規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　(2) 専門委員会規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
　(3) 部活動規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　(4) 会計規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
16. 授業料滞納者に対する処置の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
17. 諸証明書発行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

校 訓

正々堂々

目指す学校像

人に優しく、自分に厳しく、社会に貢献できる人間を育てる学校

~自らの力で夢を実現できる力を養う~

(1) 学校教育目標

ア 探究心を持った知性豊かな創造性のある人を育てる

イ 困難を克服する体力と精神力のある人を育てる

ウ 何事にも責任を持って行動し社会規範を重んじる人を育てる

エ 情操豊かな素直で思いやりのある人を育てる

(2) 教育方針

ア 生徒一人ひとりを深く理解し、個性の伸長を図る。

イ 様々な教育活動を通して、自己肯定感を育てる。

ウ 向上心を持ち、自ら学ぶ姿勢を育てる。

エ 教師と生徒の心の交流を図り、豊かな人間関係を築く。

オ 安全教育の徹底を期する。

カ 計画的、継続的なキャリア教育を一人ひとりに合わせて行う。

キ 学校行事や生徒会活動･部活動等の充実を図る。

ク 人権教育、福祉教育を推進し、共助の心を育てる。

(3) 重点目標

1 主体的に学ぶ意欲と探究心を育む授業の充実

2 社会に通ずる規範意識の育成と、学校行事や生徒会活動･部活動の充実

3 個々の希望を叶え、生徒の人生を豊かにするきめ細かなキャリア教育の実現

4 地域連携の強化と積極的な情報発信による開かれた学校づくりの推進

埼玉県立草加西高等学校 校歌

諏訪　優　作詞
みなみらんぼう　作曲
石原真治・吉田寛　編曲

一、
ひろい大地に　折り折りの
みどりは芽生え　花は咲き
草加の原に　われ学ぶ
みよ　草加西　西高校

二、
友とつどい　競いあい
心をみがき　たくましく
草加の空に　巣立ちゆく
みよ　草加西　西高校

学校の沿革

昭和56年 6月22日　草加市ＰＴＡ連合会が、高校新設について県当局に請願する。
7月23日　草加市長が、県当局に高校新設についての要請書を提出する。
昭和57年 4月 1日　新設草加高等学校（仮称）開設準備委員長熊倉友治（春日部高等学校教頭）が、発令される。埼玉県立草加南高等学校を開設準備校とする。
5月15日　校舎杭打ち工事開始
7月10日　校舎本体工事開始
10月 1日　開設準備副委員長本田武久（春日部東高等学校教諭)、準備委員但木滋昌（越谷西高等学校事務主任）が発令される。
12月17日　埼玉県議会において、埼玉県立草加西高等学校の設置が議決される。
12月18日　埼玉県条例第66号をもって、埼玉県立草加西高等学校の設置が公布される。
昭和58年 3月 1日　準備委員但木滋昌　埼玉県立不動岡高等学校事務主任に転任、準備委員岡野義男（不動岡高等学校事務主任）が発令される。
3月20日　普通教室及び管理室棟（鉄筋4階)、自転車置き場（2階)、浄化槽棟竣工。
4月 1日　埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の施行により、埼玉県立草加西高等学校が開設される。
所在地　草加市原町字附通堤上234番地
全日制　普通科　共学　定員450名（10学級）
開設準備委員長　熊倉友治　初代校長に補せられる。
4月 9日　埼玉県教育委員会の開校告示が行われる。
開校式、入学式を私立上野学園短大体育館において挙行する。
455名（男 216名、女 239名）の入学を許可する。
6月 3日　特別教室棟杭打ち工事開始
6月 7日　校旗制定
6月 8日　開校記念日を、草加文化会館において挙行する。
この日を開校記念日と定める。
6月17日　重層体育館杭打ち工事開始
10月27日　校歌制定（作詞　諏訪　優・作曲　みなみらんぼう）
昭和59年 3月23日　重層体育館、自転車置場（一棟)、屋外便所竣工
3月25日　グランド散水工事完成
4月 9日　昭和59年度入学式を本校体育館において挙行し、458名（男 191名、女 267名）の入学を許可する。
4月18日　特別教室棟竣工（鉄筋5階）
5月 8日　生徒ホール及び部室棟起工式
11月30日　生徒ホール（鉄筋2階）及び部室棟（鉄筋2階）竣工
12月 8日　生徒ホール、部室落成祝を、生徒ホール食堂において行う。
昭和60年 3月11日　外構工事完了
3月25日　植栽工事完了
4月 8日　昭和60年度入学式を挙行し、456名（男 182名、女 274名）の入学を許可する。
6月25日　創立3周年記念並びに校舎落成記念式を本校体育館において挙行する。
昭和61年 3月 8日　第1回卒業証書授与式を挙行する。卒業生403名（男 187名、女 216名）
4月 8日　昭和61年度入学式を挙行し、470名（男 214名、女256名）の入学を許可する。
昭和62年 3月10日　第2回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 405名（男 152名、女 253名）
4月 1日　校長　熊倉友治　埼玉県立上尾高等学校長に転補
埼玉県立戸田高等学校教頭　稲垣次男　本校校長に就任
4月 8日　昭和62年度入学式を挙行し、479名（男 239名、女 240名）の入学を許可する。
6月27日　埼玉県教育委員会から昭和62年度・昭和63年度の放送教育研究を委嘱される。
昭和63年 3月 9日　第3回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 431名（男 172名、女 259名）

4月 8日　昭和63年度入学式を挙行し、480名（男 243名、女 237名）の入学を許可する。
9月 2日　文部省国庫補助事業として学校開放講座「やさしい実用英会話」を15回にわたって実施する。
11月11日　埼玉県教育委員会の委嘱にともなう放送教育研究発表会を開催する。
平成元年 3月 8日　第4回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 451名（男 200名、女 251名）
3月31日　校長　稲垣次男　退職
4月 1日　埼玉県教育局指導部体育課主幹兼課長補佐　倉持守三郎　本校校長に就任
4月10日　平成元年度入学式を挙行し、480名（男 241名、女 239名）の入学を許可する。
平成 2年 3月 9日　第5回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 456名（男 224名、女 232名）
4月 9日　平成2年度入学式を挙行し、454名（男 235名、女 219名）の入学を許可する。
11月24日　第2グラウンド竣工記念式を第2グラウンドにおいて挙行する。
平成 3年 3月 8日　第6回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 446名（男 226名、女 220名）
4月 1日　校長　倉持守三郎　埼玉県立浦和北高等学校長に転補
埼玉県立浦和第一女子高等学校教頭　金子武男　本校校長に就任
4月 8日　平成3年度入学式を挙行し、404名（男 204名、女 200名）の入学を許可する。
7月11日　埼玉県教育委員会が本校にて開催される。
7月18日　制服の改定を決定する。（平成4年度入学者から適用）
8月 3日　埼玉県教育委員会から平成3年度地域に根ざした高等学校づくり研究事業対象校の指定を受け、草加市教育委員会教育長を委員長とする研究協議委員会が発足する。
9月30日　プール杭打ち工事開始
平成 4年 1月24日　地域に根ざした高等学校づくり研究事業報告書が埼玉県知事あてに提出される。
1月28日　推薦入学による選抜（試行）を、本校として初めて実施する。
3月 9日　第7回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 445名（男 225名、女 220名）
3月24日　文部省のカリキュラム豊富化研究協力校として指定を受ける。
3月31日　重層プール（1階自転車置き場）竣工
テニスコート改修完成
4月 8日　平成4年度入学式を挙行し、360名（男 161名、女 199名）の入学を許可する。
5月31日　第1回西高懇談会が開催される。
8月31日　文部省から高等学校教育改革推進研究協力校の指定を受ける。
10月24日　創立10周年記念式典を本校体育館において挙行する。
平成 5年 1月26日　推薦入試による選抜方法を改善し、地域推薦制度及び部活動適性検査を実施する。（試行）
3月 8日　第8回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 429名（男 219名、女 210名）
4月 8日　平成5年度入学式を挙行し、335名（男 137名、女 198名）の入学を許可する。
平成 6年 2月25日　学力検査において、国語、数学、英語に加え、社会、理科より1教科を選択する4教科入試制度を実施する。（試行）
3月 8日　第9回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 374名（男 187名、女 187名）
4月 1日　校長　金子武男、埼玉県教育局指導部高校教育改革推進室長に転補
埼玉県立伊奈学園総合高等学校教頭　渋谷　紘　本校校長に就任
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会より平成6年度から3年間埼玉県社会福祉協力校として指定を受ける。
4月 8日　平成6年度入学式を挙行する。336名（男 126名、女 210名）の入学を許可する。
11月10日　埼玉県教育委員会より、平成6・7年度高等学校教育の推進に関する調査研究協力校として指定を受ける。（研究テーマ「高等学校入学者選抜の改善について」）
平成 7年 3月 8日　第10回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 344名（男 154名、女 190名）
4月10日　平成7年度入学式を挙行し、332名（男 118名、女 214名）の入学を許可する。
平成 8年 3月 7日　第11回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 327名（男 133名、女 194名）
4月 8日　平成8年度入学式を挙行し、326名（男 130名、女 196名）の入学を許可する。
8月 1日　埼玉県教育委員会より、平成8・9年度高等学校における入学者選抜に関する調査研

究を委嘱される。
平成 9年 3月 7日　第12回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 316名（男 117名、女 199名）
4月 1日　草加市福祉協議会より、平成9・10年度福祉協力校として委嘱を受ける。
4月 8日　平成9年度入学式を挙行し、326名（男 116名、女 210名）の入学を許可する。

平成10年 3月 6日　第13回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 313名（男 109名、女 204名）
4月 1日　校長　渋谷　紘　埼玉県立所沢北高等学校長に転補
埼玉県立南教育センター主任指導主事兼政策研究部長　安藤哲夫　本校校長に就任
4月 8日　平成10年度入学式を挙行し、318名（男 108名、女 210名）の入学を許可する。
10月30日　埼玉県教育委員会より、平成10・11年度高等学校における入学者選抜に関する調査研究の委嘱を受ける。
平成11年 2月 2日　推薦入学において、自己表現を初めて実施する。
3月 8日　第14回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 301名（男 120名、女 181名）
4月 8日　平成11年度入学式を挙行し、317名（男 113名、女 204名）の入学を許可する。
4月30日　埼玉県教育委員会から平成11年度における交通安全教育推進校の委嘱を受ける。
平成12年 3月 8日　第15回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 300名（男 105名、女 195名）
4月 1日　校長　安藤哲夫　埼玉県立川口北高等学校長に転補
埼玉県立浦和高等学校教頭　貳又　保　本校校長に就任
4月10日　平成12年度入学式を挙行し、316名（男 111名、女 205名）の入学を許可する。
平成13年 3月 8日　第16回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 274名（男 93名、女 181名）
4月 9日　平成13年度入学式を挙行し、342名（男 134名、女 208名）の入学を許可する。
平成14年 3月 8日　第17回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 295名（男 112名、女 183名）
4月 8日　平成14年度入学式を挙行し、326名（男 135名、女 191名）の入学を許可する。
11月22日　創立20周年記念式典を本校体育館において挙行する。
平成15年 3月 7日　第18回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 266名（男 93名、女 173名）
4月 1日　校長　貳又　保　さいたま市立大宮北高等学校長に転補
埼玉県立草加東高等学校教頭　粉川誠一　本校校長に就任
4月 8日　平成15年度入学式を挙行し、316名（男 159名、女 157名）の入学を許可する。
10月15日　学校評議員制度を導入、第1回学校評議員会を開催する。
平成16年 3月 9日　第19回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 297名（男 119名、女 178名）
4月 8日　平成16年度入学式を挙行し、277名（男 126名、女 151名）の入学を許可する。
平成17年 3月 8日　第20回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 273名（男 114名、女 159名）
4月 1日　校長　粉川誠一　埼玉県立三郷高等学校長に転補
埼玉県教育局生涯学習部　健康教育課　副課長　阿部博之　本校校長に就任
4月 8日　平成17年度入学式を挙行し、237名（男 103名、女 134名）の入学を許可する。
平成18年 3月 4日　第21回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 245名（男 110名、女 135名）
4月10日　平成18年度入学式を挙行し、237名（男 109名、女 128名）の入学を許可する。
平成19年 3月 8日　第22回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 202名（男 88名、女 114名）
4月 9日　平成19年度入学式を挙行し、237名（男 103名、女 134名）の入学を許可する。
7月31日　養護学校高等部高校内分校（東部地区）設置内部改修工事開始
9月20日　養護学校高等部高校内分校（東部地区）設置外部工事開始
（駐車場・弓道場及び倉庫建設）
平成20年 2月29日　養護学校高等部高校内分校（東部地区）設置改修工事完成
3月 8日　第23回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 185名（男 76名、女 109名）
3月23日　新弓道場完成記念式典を挙行する。
4月 1日　校長　阿部博之　埼玉県立春日部女子高等学校長へ転補
埼玉県立三郷工業技術高等学校教頭　細田　清　本校校長に就任
4月 8日　平成20年度入学式を挙行し、237名（男 118名、女 119名）の入学を許可する。
平成21年 3月10日　第24回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 166名（男 74名、女 92名）

4月 8日　平成21年度入学式を挙行し、240名（男 100名、女 140名）の入学を許可する。
平成22年 3月12日　第25回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 195名（男 80名、女 115名）
4月 8日　平成22年度入学式を挙行し、241名（男 125名、女 116名）の入学を許可する。
平成23年 3月12日　第26回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 191名（男 93名、女 98名）
4月 1日　校長　細田　清　埼玉県立草加南高等学校長へ転補
埼玉県立蓮田特別支援学校長　松村麻利　本校校長に就任
4月 8日　平成23年度入学式を挙行し、238名（男 120名、女 118名）の入学を許可する。

5月28日　埼玉県教育委員会より平成23年度県立高校学力向上基盤形成事業における研究推進校として指定を受ける。
平成24年 3月10日　第27回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 215名（男 91名、女 124名）
4月 9日　平成24年度入学式を挙行し、278名（男 123名、女 155名）の入学を許可する。
6月 2日　埼玉県教育委員会より平成24年度「未来を拓く『学び』推進事業」における研究推進校として指定を受ける。
10月19日　創立30周年記念芸術鑑賞会を草加市文化会館において挙行する。
平成25年 3月12日　第28回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 226名（男 116名、女 110名）
3月31日　校長　松村麻利　退職
4月 1日　埼玉県立春日部女子高等学校教頭　平井厚志　本校第12代校長に就任
4月 8日　平成25年度入学式を挙行し、244名（男 103名、女 141名）の入学を許可する。
6月15日　埼玉県教育委員会より平成25年度「未来を拓く『学び』推進事業」における研究推進校として指定を受ける。
平成26年 3月12日　第29回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 223名（男 106名、女 117名）
4月 8日　平成26年度入学式を挙行し、242名（男 125名、女 117名）の入学を許可する。
6月 7日　埼玉県教育委員会より平成26年度「未来を拓く「学び」推進事業」における研究推進校として指定を受ける。
7月16日　埼玉県教育委員会より平成26年度「埼玉県運動部活動指導の工夫・改善支援事業」における研究の指定を受ける。
平成27年 3月11日　第30回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 251名（男 107名、女 144名）
4月 1日　校長　平井厚志　埼玉県立誠和福祉高等学校長へ転補
埼玉県立久喜工業高等学校教頭　石塚　忍　本校第13代校長に就任
4月 1日　埼玉県教育委員会より平成27年度「高校生体験活動総合推進事業」における「ふれあい体験」の推進校として指定を受ける。
4月 8日　平成27年度入学式を挙行し、244名（男 119名、女 125名）の入学を許可する。
6月 6日　埼玉県教育委員会より平成27年度「未来を拓く「学び」プロジェクト」における研究開発校として指定を受ける。
平成28年 3月11日　第31回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 241名（男 102名、女 139名）
4月 8日　平成28年度入学式を挙行し、241名（男 120名、女 121名）の入学を許可する。
5月11日　平成28年度高校生体験活動総合推進事業「ボランティアチャレンジプロジェクト」推進校として指定を受ける。
平成29年 3月11日　第32回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 233名（男 120名、女 113名）
平成29年 4月 1日　校長　石塚　忍　埼玉県立岩槻高等学校長へ転補
埼玉県立春日部高等学校副校長　髙橋　誠　本校第14代校長に就任
平成29年 4月 1日　埼玉県教育委員会より、平成29年度「高校生体験活動総合推進事業」における「ふれあい体験」の推進校として指定を受ける。
平成29年 4月10日　平成29年度入学式を挙行し、241名（男 113名、女 128名）の入学を許可する。
平成29年　埼玉県教育委員会より、平成29年度「未来を拓く「学び」プロジェクト」における研究開発校として指定を受ける。
平成30年 3月10日　第33回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 239名（男 117名、女 122名）
平成30年 4月 1日　埼玉県教育委員会より、平成30年度「高校生体験活動総合推進事業」における「ふれ

あい体験」の推進校として指定を受ける。
4月 9日　平成30年度入学式を挙行し、241名（男 118名、女 123名）の入学を許可する。
平成30年　埼玉県教育委員会より、平成30年度「未来を拓く「学び」プロジェクト」における研究開発校として指定を受ける。
平成31年 3月 9日　第34回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 233名（男 117名、女 116名）
平成31年 3月31日　校長　髙橋　誠　退職
平成31年 4月 1日　埼玉県立伊奈学園総合高等学校副校長　関　正一　本校第15代校長に就任
平成31年 4月　埼玉県教育委員会より、平成31年度「未来を拓く「学び」プロジェクト」における研究開発校として指定を受ける。
平成31年 4月 8日　平成31年度入学式を挙行し、241名（男 108名、女 133名）の入学を許可する。

令和 2年 3月10日　第35回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 239名（男 111名、女 128名）
4月 8日　令和2年度入学式を挙行し、238名（男 106名、女 132名）の入学を許可する。
令和 3年 3月11日　第36回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 234名（男 113名、女 121名）
4月 1日　校長　関　正一　埼玉県立春日部東高等学校へ転補
埼玉県立川口高等学校教頭　市川　啓二　本校第16代校長に就任
4月 8日　令和3年度入学式を挙行し、239名（男 110名、女 129名）の入学を許可する。
令和 4年 3月 9日　第37回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 234名（男 106名、女 128名）
4月 8日　令和4年度入学式を挙行し、238名（男 101名、女 137名）の入学を許可する。
令和 5年 3月10日　第38回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 226名（男 103名、女 123名）
4月10日　令和5年度入学式を挙行し、238名（男 94名、女 144名）の入学を許可する。
令和 6年 3月 9日　第39回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 223名（男 102名、女 121名）
3月31日　校長　市川　啓二　役職定年
4月 1日　埼玉県立川口東高等学校校長　沖田　潤子　本校第17代校長に就任
4月 8日　令和6年度入学式を挙行し、238名（男 116名、女 122名）の入学を許可する。
令和 7年 3月10日　第40回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 217名（男 92名、女 125名）
4月 8日　令和7年度入学式を挙行し、278名（男 127名、女 151名）の入学を許可する。
令和 8年 3月11日　第41回卒業証書授与式を挙行する。卒業生 220名（男 87名、女 133名）
4月 8日　令和8年度入学式を挙行し、239名（男 117名、女 122名）の入学を許可する。

埼玉県立草加西高等学校学則

第１章　総則

（学則の目的）

第１条　この学則は、埼玉県立高等学校通則第２条の規定に基づいて、埼玉県立草加西高等学校の運営に関する必要事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　本校は、埼玉県立草加西高等学校と称し、埼玉県草加市原町２丁目７番１号に置く。

（教育の目的）

第３条　本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、高等普通教育を施すことを目的とする。

（課程、学科及び修業年限）

第４条　本校には、全日制の課程普通科を置き、その修業年限は３年とする。

（生徒定員）

第５条　本校は、男女共学とし、生徒定員は埼玉県立高等学校通則の別表による。

（通学区域）

第２章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　４月１日から８月３１日まで

第２学期　９月１日から１２月３１日まで

第３学期　１月１日から３月３１日まで

（休業日）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2)　日曜日及び土曜日

(3)　県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）に規定する日（11月14日）

(4)　開校記念日（６月８日）

(5)　春季休業日　４月１日から４月10日までの間において校長が定める期間

(6)　夏季休業日　7月15日から9月5日までの間において校長が定める期間

(7)　冬季休業日　12月20日から１月10日までの間において校長が定める期間

(8)　学年末休業日　３月20日から３月31日までの間において校長が定める期間

２　前項第５号から第８号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて７０日以内とする。

３　校長は、第１項第５号から第８号までの休業日を定め、あらかじめ埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

４　校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必

要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て授業日を休業日とすることがある。

第３章　教育課程及び授業時数

（教育課程）

第９条　本校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編（以下「教育課程編成要領一般編」という。）の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出るものとする。

２　教育課程表は、別に定める。

（授業時数）

第10条　各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間の授業時数は、教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。

（教科用図書）

第11条　教科用図書は、委員会が採択したものを使用する。

第４章　単位修得及び卒業の認定

（単位修得の認定）

第12条　単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

２　前項による認定の方法は、校長がこれを定める。

（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）

第12条の２　校長は教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年度文部科学省令第１号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程）（昭和２６年文部省令第１３号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

（卒業の認定）

第13条　校長は、本校における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第５章　入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

（入学）

第14条　本校への入学は、校長がこれを許可する。

２　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1)　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(2)　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者

(3)　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4)　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）

(5)　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6)　その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3　本校の第１学年の途中又は第２学年以上に入+学できる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1)　相当年齢に達している者

(2)　本校において、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者

4　第２項第６号及び前項による学力の認定は、校長がこれを行う。

（入学者の選抜）

第15条　校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学選抜を行う。

（志願手続）

第16条　入学志願者は、入学願書のほかに、入学に必要な書類を出身学校長を経て、所定の期日までに、本校校長に提出しなければならない。

（入学手続）

第17条　入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人（以下「保護者」という。）は、所定の期日までに在学保証書を校長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学を許可された者が、保護者の署名を得た誓約書を校長に提出するものとする。

3　保護者が死亡したときは、改めて在学保証書又は誓約書を提出しなければならない。

4　保護者、生徒が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護者（生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。）は、速やかに校長に届け出なければならない。

（休学、復学及び退学）

第18条　生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2　前項の休学は、２か月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。

3　前項により休学を願い出たときは、校長は、２年以内の期間でこれを許可することができる。

4　休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。

5　第１項によって退学した者が、２年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。

（転学）

第19条　生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位に応じて、相当学年に転入学を許可することがある。

（留学）

第20条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することがある。

３　留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

４　校長は、第12条第１項の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。

５　校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第７条第１項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。

（出席停止）

第21条　校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることがある。

（生徒心得）

第22条　生徒心得は、校長が定める。

２　生徒は、別に定める生徒心得を守らなければならない。

第６章　授業料、入学料及び入学選考手数料

（授業料、入学料及び入学選考手数料）

第23条　授業料、入学料及び入学選考手数料は、県条例によって納入しなければならない。

（授業料等の減免）

第24条　やむを得ない事由により、授業料及び入学料の減免を希望する者は、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則により、願い出ることができる。

（授業料滞納者に対する処置）

第25条　校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、出席停止を命じ又は除籍を行うことがある。

第７章　賞罰

（表彰）

第26条　校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することがある。

（懲戒）

第27条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。
２　懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
３　前項による退学の処分は、次の各号の一に該当する場合に限って行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当の理由がなくて出席常でない者
(4)　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
４　前各項による懲戒の手続その他必要な事項は、別に定める。

第８章　証明書の交付

（証明書の交付）
第28条　校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書その他の証明書を交付することができる。

第９章　補則

（服喪）
第29条　生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間、服喪のため忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父・母	５　日
祖父母・兄弟姉妹	３　日
伯（叔）父母・甥・姪	１　日

２　校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表以外の親族が死亡した場合にも、必要な日数の忌引を認めることができる。
（細則の制定）
第30条　校長は、学校の管理運営に関し、必要と認める場合には、細部について別に定める。
（学則の変更）
第31条　本学則の変更は、委員会の承認を得て、校長がこれを行う。

附則
この学則は、昭和58年４月１日から施行する。

附則
この学則は、昭和59年４月１日から施行する。

附則

この学則は、昭和59年10月１日から施行する。

附則

この学則は、昭和63年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成元年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成３年７月１日から施行する。

附則

この学則は、平成４年９月１日から施行する。

附則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成11年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成12年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成14年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成15年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成16年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成17年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成18年１月17日から施行する。

附則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成22年10月21日から施行する。

附則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。

附則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。

1　この学則は、平成３４年４月１日から施行する。ただし、第２４条の規定は平成３１年２月１日から施行し、附則第４項の規定は平成３１年４月１日から施行する。

2　改正後の学則（以下「新学則」という。）第１０条及び第１３条の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒（新学則第１４条第３項の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

3　前項の規定により新学則第１０条及び第１３条の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

4　平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に高等学校に入学した生徒（新学則第１４条第３項の規定により入学した生徒であって平成３１年３月３１日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成３１年４月１日から新学則第１０条及び第１３条の規定が適用されるまでの間における改正前の学則第１０条及び第１３条の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

令和8 年度(２０２６年度) 教育課程表

	時数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年次		現代の国語		言語文化		地理総合		数学Ⅰ				数学A		科学と人間生活		英コミュⅠ				芸術Ⅰ		保健		体育			家庭総合		情報Ⅰ		総探	LHR

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
2年次	文系	論理国語		文学国語		歴史総合		公共		数学Ⅱ		選択Ⅰ		選択Ⅱ		化学基礎		芸術Ⅱ		英コミュⅡ				保健		体育		家庭総合		総探	LHR
	教育系	論理国語		文学国語		歴史総合		公共		数学Ⅱ		選択Ⅰ		選択Ⅱ		化学基礎		芸術Ⅱ		英コミュⅡ				保健		体育		家庭総合		総探	LHR
	福祉系	論理国語		文学国語		歴史総合		公共		数学Ⅱ		社会福祉基礎		選択Ⅱ		化学基礎		芸術Ⅱ		英コミュⅡ				保健		体育		家庭総合		総探	LHR
	医療系	論理国語		文学国語		歴史総合		公共		数学Ⅱ		選択Ⅰ 社会福祉基礎		選択Ⅱ 数学理解		化学基礎		生物基礎		英コミュⅡ				保健		体育		家庭総合		総探	LHR
	理系	論理国語		文学国語		歴史総合		公共		数学Ⅱ				数学B		化学基礎		物理基礎 生物基礎		英コミュⅡ				保健		体育		家庭総合		総探	LHR

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
3年次	文系	論理国語		文学国語		政治経済		日本史探究				生物基礎／地学基礎			数学Ⅱ		選択Ⅲ		選択Ⅳ		英コミュⅢ				体育			選択Ⅴ		総探	LHR
	教育系	論理国語		文学国語		政治経済		日本史探究				生物基礎／地学基礎			数学Ⅱ		保育基礎				英コミュⅢ			体育			選択Ⅴ		総探	LHR
	福祉系	論理国語		文学国語		政治経済		日本史探究				生物基礎／地学基礎			数学Ⅱ		選択Ⅲ		介護福祉基礎		英コミュⅢ			体育			選択Ⅴ		総探	LHR
	医療系	論理国語		文学国語		政治経済		化学(医)				数学Ⅱ			生物				選択Ⅳ		英コミュⅢ			体育			選択Ⅴ		総探	LHR
	理系	論理国語		文学国語		政治経済		数学Ⅲ				化学(理)			生物 物理				数学C		英コミュⅢ			体育			選択Ⅴ		総探	LHR

2年生選択

選択１
- 論理表現Ⅰ
- スポーツⅡ
- 情報の表現と管理
- 音楽Ⅰ
- 美術Ⅰ
- 書道Ⅰ
- ファッション造形基礎
- 簿記

選択２
- 論理表現Ⅰ
- スポーツⅡ
- 情報の表現と管理
- 総合古典
- 数学B
- 簿記

選択１、２の中で同じ科目を履修することはできない。
「芸術Ⅰ」は１年次と異なるものを履修すること。
「簿記」は選択１、２の一括履修とする。
選択３、４、５の中で同じ科目を履修することはできない。

3年生選択

選択３
- 論理表現Ⅱ
- 世界史探究
- スポーツⅡ
- 情報課題研究
- クラフトデザイン
- 実用の書

選択４
- 論理表現Ⅰ
- 論理表現Ⅱ
- 総合古典
- 世界史探究
- 情報の表現と管理
- 音楽Ⅲ
- 美術Ⅲ
- 書道Ⅲ
- 介護福祉基礎

選択５
- 論理表現Ⅰ
- 論理表現Ⅱ
- 総合古典
- スポーツⅡ
- 情報の表現と管理
- クラフトデザイン
- 実用の書
- ソルフェージュ
- フードデザイン
- 理数探究基礎

日　課　表

月　～　金	
S・H・R	8：40 ～ 8：50
第　1　時　限	8：50 ～ 9：40
第　2　時　限	9：50 ～ 10：40
第　3　時　限	10：50 ～ 11：40
第　4　時　限	11：50 ～ 12：40
昼　食　休　憩	12：40 ～ 13：25
第　5　時　限	13：25 ～ 14：15
第　6　時　限	14：25 ～ 15：15
清　　掃	15：15 ～ 15：30
S・H・R	15：30 ～ 15：35

本年度主要行事予定表

月		行　事　名	月		行　事　名
4	上旬	●始業式・入学式 ●１年オリエンテーション	10	上旬	更衣
	中旬	●身体測定●実力テスト		中旬	
	下旬	●校医検診開始		下旬	◇中間考査
5	上旬	●スポーツテスト	11	上旬	●２年修学旅行
	中旬	●遠足		中旬	
	下旬	◇中間考査●授業公開		下旬	●ロードレース大会
6	上旬	●体育祭●開校記念日	12	上旬	◇期末考査
	中旬	●保護者面談		中旬	●スポーツ大会
	下旬			下旬	●防火・防災訓練 ●在り方生き方教育 ●終業式
7	上旬	◇期末考査	1	上旬	●実力テスト
	中旬	●保健関係行事 ●スポーツ大会		中旬	
	下旬	●終業式●補習授業		下旬	◇３年期末考査
8	上旬		2	上旬	●３年家庭研修開始
	中旬			中旬	●予餞会
	下旬			下旬	◇学年末考査
9	上旬	●始業式●実力テスト	3	上旬	●卒業式
	中旬	●就職試験開始		中旬	●人権教育
	下旬	●西秋祭		下旬	●終業式

生徒心得

第 1 章 生徒心得

生徒一人一人が正々堂々の心をもって、自主的･自律的に行動し、明るく楽しい、しかも秩序ある学校生活を営むことを期待して、学則第 22 条に基づきこの生徒心得を定める。

1. 一般的事項

(1) 高校生としての自覚に立ち、深く思慮をめぐらし、正しく判断し、自ら責任をもって行動すること。

(2) 高い理想を求めて学業に励み、真理を追求し、人格の完成をめざして努力すること。

(3) 男女共学の本旨を理解し、互いに尊敬し、協力し合い、相互の人格の向上に努めること。

(4) 基本的生活習慣を身につけ、自己の健康と安全に注意し、明るく楽しい学校生活を営むよう努力すること。

(5) 学校の内外を問わず、常に礼儀正しく品位を保つように心がけ、職員･生徒相互、来訪者に対して、挨拶を励行すること。

(6) 学則や社会規範を尊重し、社会人として望ましい資質を養うこと。

(7) 校舎内外の美化に努め、施設･備品を大切にすること。

(8) 暴力行為、喫煙、飲酒、薬物の乱用等の違法行為及び生徒間のカンパは、理由のいかんを問わず禁止する。

2.登下校

(1) 登下校には、必ず指定された制服または、部活動で認められた移動着を着用する。

(2) 交通規則を守り、他人に迷惑をかけないように心がける。万一、交通事故にあった場合には必ず学校と警察に連絡し、交通事故報告書を提出する。

(3) 自転車で通学する者は入学時に自転車通学許可願を提出し許可を受けた後、所定の登録票(ステッカー)をつけなければならない。雨天時は必ずカッパを着用すること。

(4) 午前 8 時 35 分までに登校し、午後 5 時までに下校する。

(5) 登校後は、終業時刻まで外出してはならない。但し、やむを得ない事情により外出したい場合は、担任の許可を受けること。

3.校内生活

(1) 毎日予習･復習をして、意欲をもって授業に取り組み、学力の向上に努力する。

(2) 教室においては静粛を旨とし、勉学に励み、他に迷惑をかけないよう心がける。授業に遅れた時は、職員室で「遅刻連絡票」を記入し、担任の署名を受けたのち、教室に入室する。

(3) 教科外活動にも積極的に参加し、自主的に活動する。

(4) 病気、その他の事情により欠席･遅刻･早退をする場合には、所定の様式により保護者から事前に届け出る。但し、やむを得ない事情により事前に届け出られない場合は、当該日に保護者より連絡アプリまたは電話で連絡し、事後速やかに届を提出する。

(5) 所持品には、すべて学年･組･氏名を明記し、保管には十分注意する。

(6) 生徒手帳･身分証明書は常に携帯する。なお、学習上必要でない品物は学校に持参しない。

(7) 金銭等の貴重品の持参は、必要最小限度にとどめ、常に身辺から離さない。体育の授業等やむを得ない場合は、ロッカーを利用するか担当職員に預けること。

(8) 物品等の拾得、紛失、盗難の場合は、直ちに担任又は担当職員に届け出る。

(9) 勤労の精神を尊び、進んで校舎内外の美化に努め、清掃は定められた分担に従って実施する。

(10) 学校の施設･備品等の公共物は大切に使用する。万一紛失又は破損したときは、直ちに担任又は担当職員に届け出て、その指示を受ける。

(11) 特別教室、特定の物品等を使用するときは、担当職員の許可を得て使用し、使用後は整理･整頓して報告する。

(12) 土曜日･日曜日･祝日等の休業日に学校の施設･校具を使用する場合には、事前に担任又は担当職員に願い出て、校長の許可を受け、使用後は後始末をきちんとする。

(13) 火気を扱うときは担任又は担当職員の許可を受け、その指示に従う。

(14) 校内における各種集会、印刷、配布、掲示、放送、販売等の行為は、事前に担任又は担当職員に願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(15) 生徒間の交際(男女交際を含む)は、相互の理解と思いやりをもとに励まし合い、明朗清純な高校生活が営めるよう心がける。

(16) 生徒相互に金銭、物品等の貸借、売買、交換をしてはならない。

4. 校外生活

(1) 校外においては、常に本校生徒としての自覚を持ち責任ある行動をとる。

(2) 外出の際は、行く先、用務又は目的、帰宅時刻、連絡方法等をあらかじめ家人に告げておく。又、夜間外出及び外泊の場合は必ず保護者の承諾を受ける。

(3) 生徒としてふさわしくない娯楽施設や飲食店等への出入りは禁止する。

(4) 学校外の団体、研究会、集会、クラブ等に加入する者、及び集会、行事等に参加する者は、主催者、目的、内容等を充分検討した上、保護者の許可を受け、さらに担任へ届け出て学校の指導を受ける。

(5) 泊まりがけの旅行･登山･キャンプ･海水浴･スキー･スケート等に行く時は、保護者の許可を受けたのち、連署して所定の旅行願を事前に担任に提出して、校長の許可を受ける。

(6) アルバイトは原則として禁止する。但し、経済的事情によりやむを得ない場合は、保護者と連署して、所定のアルバイト届を担任に提出する。

(7) 本人･家族の不慮の事故や、本人･家族又は近隣に感染症が発生した場合には、速やかに学校に届け出て指示を受ける。

5.頭髪

(1) 高校生にふさわしい、清潔な髪型にする。

(2) カール及びパーマ(アイロンパーマを含む)類、着色、脱色、付け毛、変形刈りは禁止する。

6.服装

服装は、清潔を旨とし、品位を保つように心掛ける。

(1) 制服(ブレザー･ズボン、スカート、セーター、ベスト、ネクタイ)は学校指定のものを着用し、変型を認めない。

(2) スカート丈は膝の中心を基準とする。

(3) 上履きは学年カラーのものを用いる。

(4) 化粧、アクセサリー類は一切禁止する。

(5) コートは派手でないもの。ジャンパー･パーカーは禁止。

7.諸届・願

(1) 諸届･願はすべて学校長あてとし、担任に提出する。

(2) 次の場合はそれぞれ理由を付し、届け出る。欠席、遅刻、忌引、アルバイト、異装、生徒･保護者の住所･氏名の変更、保証人の変更、施設･物品の破損① 傷病のため、欠席が 1 週間以上にわたる場合は、医師の診断書を提出する。

② 忌引の日数は学則第 29 条による。

(3) 次の場合は、所定の様式により、それぞれ理由を付し、願い出る。早退、外出、休学、復学、転学、退学、泊を伴う旅行、諸証明書交付、生徒公欠、休業日学校施設使用許可

① 諸証明書は、交付願を担任又は担当職員に提出して、事務室で交付を受ける。

② 公欠の許可を与えられた場合は、出席扱いとする。公欠とは、担任又は顧問より願が出され、あらかじめ校長の承認を得た次のものをいう。

ア.部活動の公式試合、会合、発表会等

イ.大学、会社等の受験(下見、発表を除く)

ウ.その他、特に校長が許可したもの

8. その他

(1) 考査については、別に定める「考査心得」に従うこと。

(2) 部活動については、別に定める「部活動規定」に従うこと。

(3) この生徒心得に定めるもののほかは、学校の指示に従うこと。

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 章 自動二輪車等・普通自動車・準中型自動車に関する規程

この規程は、平成 30 年 9 月 25 日付け通知「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」(以下「自動二輪車等」という。)の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めたものである。

1. 基本方針

(1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒及び保護者は、以下の所定の手続きにより、校長宛に書面で届出をする。

(2) 生徒及び保護者に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任等について説明し、共通認識を図る。

2. 自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続き

自動二輪車等の運転免許を取得したい生徒は、以下の手続きを取ること。

(1) 自動二輪車等の運転免許の取得が必要な生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車等免許取得届･取得報告書」(様式 1)を校長宛に提出する。

(2)「自動二輪車等免許取得届･取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒及び保護者と面談を行い、免許取得理由等を確認する。

(3) 学校は、面談を実施した後に、「自動二輪車等免許取得届･取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。

(4) 生徒は、「自動二輪車等免許取得届･取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。

(5) 生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届･取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

3. 自動二輪車等の購入に関する手続き

(1) 原動機付自転車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」(様式 2)を校長宛に提出する。

(2) 自動二輪車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」(様式 3)を校長宛に提出する。

4. 自動二輪車等の運転に関する手続き

(1) 原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車運転誓約書」(様式 4)を校長宛に提出する。

(2) 自動二輪車を運転する必要のある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」(様式 5)を校長宛に提出する。

5.自動二輪車等の同乗の禁止

自動二輪車等を運転する生徒は、(初心運転期間を終了しても)他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

6. 交通安全講習受講

運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

7.自動二輪車等による通学

(1) 自動二輪車等による通学は、原則禁止とする。しかし、次のいずれかの場合に限り校長が許可することがある。

ア 通学に関し、利用しうる適当な交通機関がなく、かつ、遠距離のため自転車通学が困難である場合。

イ その他、特に校長が必要と認める場合。

(2) 通学に使用できる自動二輪車等は、原則、原動機付自転車(排気量 50cc 以下)とする。

8.通学に関する手続き及び統一許可証の貼付

(1) 原動機付自転車で通学する必要がある生徒は、年度毎に、本人及び保護者の連名による「原動機付自転車通学許可願」(様式 6)を校長宛に提出する。

(2) 校長は、「原動機付自転車通学許可願」を審査のうえ、許可する場合は、「原動機付自転車通学許可書」(様式 7)を生徒に交付する。

(3) 上記手続きを経て、生徒が運転する自動二輪車等には、別に定める統一許可証を常時貼付するものとする。

9. 普通自動車・準中型自動車の運転免許取得を必要とする生徒について

1　自動車の運転免許の取得に関する手続き

自動車の運転免許の取得を必要とする生徒は、以下の手続きを取ること。

(1) 自動車の運転免許の取得が必要な生徒は、「自動車免許取得届・取得報 告書」(様式 1)を校長宛に提出する。

(2) 「自動車免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒と面談等を行い、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本文等について説明し、共通理解を図る。

(3) 学校は、面談等を実施した後に、「自動車運転免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。

(4) 生徒は、(3)の「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受理後、自動車の免許を取得するものとする。

(5) 生徒は、自動車の免許取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得 報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。

なお、在学中に取得できなかった場合は、この限りではない。

2 自動車の購入に関する手続き

自動車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動車購入等報告書」(様式 2)を校長宛に提出する。

3 自動車の運転に関する手続き

自動車を運転する必要がある生徒は、「自動車運転誓約書」(様式 3)を校長宛に提出する。

4 自動車による通学

原則として、自動車による通学は認めない。

10. その他

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

保健心得

1. 保健目標

自己の健康管理につとめ、個人の健康問題及び生活環境の保健問題を積極的に解決し、さらに健康増進を図る。

2. 定期健康診断

健康状態の把握と疾病の治療及び予防につとめる。

(1) 保健調査

(2) 身体測定(身長·体重·視力·聴力)

(3) 結核検診(レントゲン間接撮影)

(4) 内科·眼科·耳鼻科·歯科検診

(5) 尿検査

(6) 心電図検査 (7) その他

3. 保健室

保健室は、生徒全員が心身ともに健康で学習できるように支援する保健管理指導のセンターである。

保健室は、医師の医療行為とは違い、救急処置を行う場である。よって手当は当日のみとし、帰宅後必要に応じて専門医の手当を受けるようにする。又、保健室における休養や経過観察は、養護教諭監督のもとで原則として 1 時間程度とする。但し、睡眠不足によるベッド使用は認めない。健康問題だけでなく、心配·悩み等の相談はいつでも応じる。

〈保健室の利用について〉

(1) 室内では静かに行動し、養護教諭の指導に従う。

(2) 原則として休み時間の利用のみとし、職員室で『保健室利用許可証』をもらってから利用する。

(3) 薬品·衛生材料は必ず使用許可を得て、処置後は「病気·けが発生記録簿」に記入する。

(4) 保健室で状態の観察や指導·助言を受けた結果、早退の必要がある場合は、学級担任·教科担任の先生に連絡をとって早退許可証をもらってから帰宅する。帰宅後は必ず電話で帰宅報告を学校にする。

(5) けがや病気等で保健室での処置を受けた者は、翌日保健室へ経過を報告し、観察·指導を受ける。欠席していた者も同様とする。

(6) 養護教諭が出張等で不在の場合は、担任·学年の先生に連絡し、その指示を受ける。

4. 独立行政法人 日本スポーツ振興センターについて

授業時·休憩時間中·部活動中·学校行事中·登下校時等において災害にあった生徒に医療費を給付する。

但し、傷病に係る初診から治癒までの間の医療費総額が 500 点(5000 円)に満たない場合、交通事故等で相手がいる場合、診断書は対象にならない。全員加入を原則とし、掛金の一部は自己負担 1,765 円である。給付金支払請求は、給付事由が発生してから 2 年の間に請求が行われないと時効となる。医療費の支払期間は初診から最長 10 年間行われるが、初回の給付を受けていても 2 回目以降の継続分も療養月から 2 年以内に請求しないと「月ごと」に時効となる。

※自己負担分は学年諸経費より支払う。

※自己負担金は変更されることがある。

5.埼玉県高等学校安全振興会について

この高等学校安全振興会は、学校管理下における事故で生徒が死亡したり、負傷し、又は障害が残ったりする重大な災害を受けた場合、見舞金を給付するものである。全員加入を原則とし、負担金は 900 円である。給付については、独立行政法人 日本スポーツ振興センターの給付額の合計が 15,000 円以上(小·中学校時に発生した災害は対象外)のときに口座振替で支払われる。

※自己負担分は学年諸経費より支払う。

※自己負担金は変更されることがある。

図書館利用規程

1.総 則

(1) 本校図書館の利用は、本校生徒、職員を対象とし、草加かがやき特別支援学校草加分校の生徒･職員はそれに準ずるが、本校生徒･職員の使用を優先する。その他は許可を必要とする。

(2) 図書館の開館は、原則として次のとおりとする。

ア 開館時間は、平日は午前 8 時 40 分より午後 4 時 45 分までとする。

イ 館内整理などのため臨時に閉館する場合は、別に指示する。

ウ 長期休業中は、別に開館日を指示する。

2.閲覧規則

(1) 館内利用

ア 館内の閲覧は自由とする。ただし、書庫の資料は、図書館担当職員の許可を得て利用する。

イ 資料は丁寧に扱い、閲覧後は書架の元の位置に返す。

ウ 資料の無断持ち出し、書き込み、切り抜き、又貸し等はしない。

エ 館内では、他に迷惑をかけないよう静かにする。

オ 館内では、飲食をしない。

カ 図書館を授業、LHR、自習時間等で利用する場合は、あらかじめ、図書館担当職員に連絡し、責任者（担当教諭）は直接、指導監督にあたる。

（2）館外貸出

ア 資料の貸出を希望する者は、カウンターの図書委員又は図書館担当職員に申し出て貸し出しの手続きをして借り出す。

イ 貸出は、原則として１回につき１人５冊、期限は２週間とする。継続利用を希望する場合は、再度手続きのうえ更新できる。

ウ 研究、その他特別の事情がある場合は、長期貸出を受けることができる。

エ 借用図書は、返却期限を守り返却する。

オ 借用図書を紛失、汚損した場合は、直ちに申し出て図書館担当職員の指示を受ける。本人の不注意による場合は、弁償する。

カ 新聞、雑誌の貸出はしない。ただし、最新号以外の雑誌は、図書と同様に貸出ができる。

キ 借りたい本が貸出中の時は、所定の用紙に記入し、カウンターに提出すれば、次に借りることができる。

生徒ホール使用心得

食堂及び合宿所の使用にあたっては、防火･安全･清潔･整頓につとめ、下記の使用心得をよく守る。

1.食堂の使用について

(1) 食堂の利用は、通常月曜日から金曜日までの 12 時 40 分から 13 時 20 分までとし、この時間以外は食堂に出入りしない。

(2) 出入りについては、上履きを使用し、体育館履きや下履きで利用しない。

(3) 順序よくならんで待つ。

(4) 他人に迷惑をかけたり、不快な思いを感じさせたりする言動はしない。

(5) 食堂の設備･備品等は、大切に利用する。万一、破損･汚損した場合は、すぐに担任に申し出て、指示に従う。

(6) 厨房及び合宿所へは、立ち入らない。

2.合宿所の使用について

(1) 事前に計画した日程に従い、規律ある生活をする。又、消灯時間は原則として 22 時とする。

(2) 合宿中は、必ず毎日合宿所内外の清掃を行う。

(3) 合宿所内では、指定のスリッパを利用する。

(4) 合宿所の設備･備品等を大切に利用する。万一、破損･汚損した場合は、すぐに顧問又は担任に申し出て、指示に従う。

(5) 貴重品の取り扱いは、十分に注意する。

(6) 冷暖房は指導教職員の許可を受けてから使用し、取り扱いに十分注意すること。その他の火気は一切禁止する。

(7) 非常時に備え、廊下･階段等の通路に物を置かない。

(8) 生徒心得に違反する者及び団体は、直ちに活動を中止させ、以後使用を禁止することがある。

(9) 使用目的を十分理解し、その達成のためにお互いが協力し、成果のあるものとなるよう最大の努力をする。

(10) 上記以外の必要事項は、別途定める。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

部室棟使用心得

1. 生徒会本部役員及び、使用している部活動の部員以外は使用を禁止する。

2. 室内の改造は禁止する。

3. 火気の使用は厳禁とする。

4. 各室の責任者は、該当する部活動顧問とする。

5. 使用時間は、始業前及び放課後とする。

6. 施錠と「カギ」の管理は、該当する部活動顧問の責任とする。

7.「カギ」の複製は、いかなる理由があっても認めない。

8. 施設･設備･備品を大切に利用する。万一破損又は汚損した場合は、原則として弁償とする。

9. 整理･整頓･美化に心がける。通路･階段･洗い場などの共用部分の清掃は使用している部活動が輪番で行う。

10. 顧問は、定期的に室内の点検を実施する。

11. 部屋への出入りは下履きを利用する。但し、室内は土足禁止とする。

12. 課外活動に不必要な物を持ちこまない。特に貴重品は置かない。

13. 部活動終了後は、教科書･ノート等を家に持ち帰る。

14. 廊下･階段には、物を置かない。

15. 感染症予防のため、部室の使用については、原則として更衣及び用具の出し入れに限定するとともに、時間についても短時間の使用を徹底すること。

16.「生徒心得」･「使用心得」に違反した場合は、以後の使用を禁止にすることがある。

上記以外の必要事項は、別に定める。

(備 考)

「部室使用心得」･その他の必要事項の改正は、部活動委員会が協議･提案する。

附則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

生 徒 会

学校生活を自分で計画し、実行していく活動は、小学校に始まって中学校でも行ってきたわけです。しかし小学校では先生の手伝い程度であり、中学校では先生の指導を多く仰がなければならなかったと思いますが、高等学校では生徒が責任をもってすることが非常に多いのです。

民主的社会では自分たちのことを自分たちで決めていく自主的精神をもつことが大切です。この精神を養うために学校は最もよい場所です。この団体生活を自主的自立的に営むことによって、民主的社会のよい一員となることができるのです。このように学校生活を民主的に営むために、生徒を主体として組織されたものが生徒会です。この生徒会を通して一人一人がお互いに理解し合い、協力することが学校生活をより有意義にしていくことでしょう。

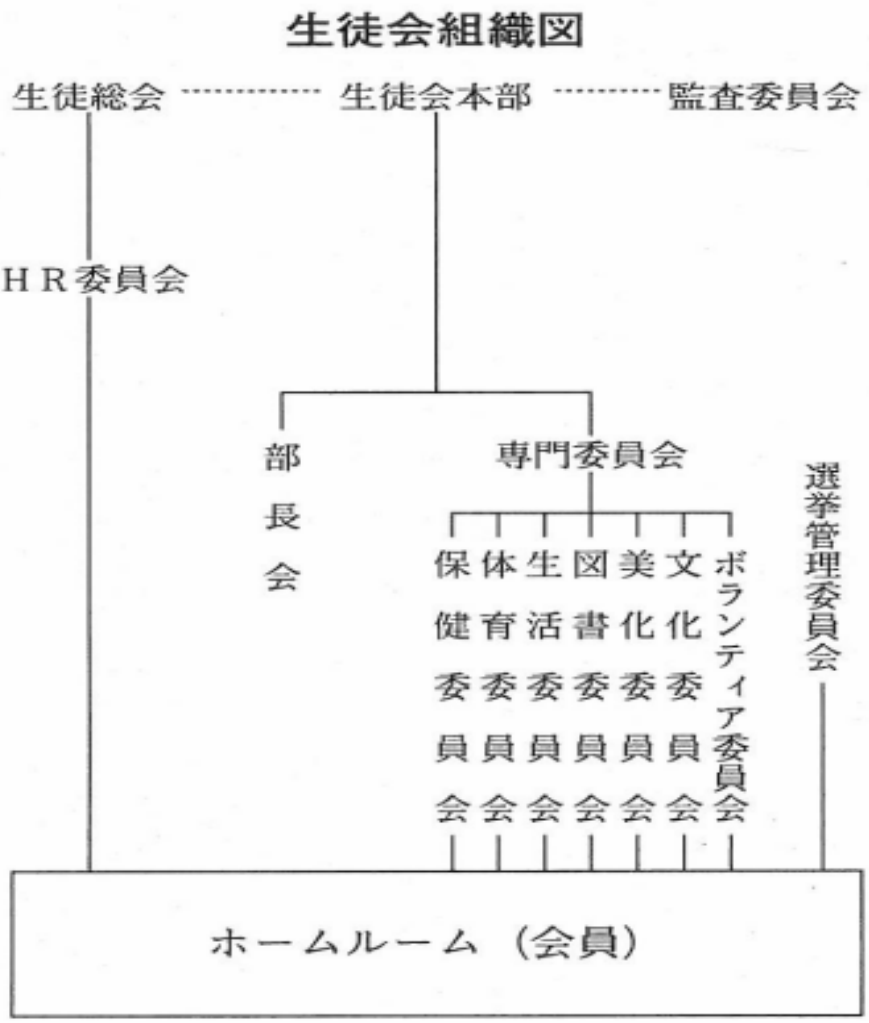

草加西高等学校生徒会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は埼玉県立草加西高等学校生徒会と称する。

第 2 条 本会は在学する全生徒を会員とする。

第 3 条 本会は会員の自主的な活動を通して学校生活の充実向上を図り、より良い校風を作り、将来の民主的社会の形成者としての資質を十分培うことを目的とする。

第 4 条 本会の目的を達成するために次の機関をおく。

1. 議決機関(生徒総会及び HR 委員会)

2. 執行機関(生徒会本部･専門委員会及び部長会)

3. 監査機関(監査委員会)

第 5 条 会員は本会の会則及び決定に従い、本会の活動に積極的に参加する権利と義務がある。

第 6 条 本会の活動は教職員の指導を受け、すべての決定事項は校長の承認を得なければならない。

第 2 章 議決機関

第 1 節 生徒総会

第 7 条 生徒総会(以下総会という)は、全会員をもって組織する本会の最高議決機関である。

第 8 条 総会は会長が召集し、次の事項を審議し議決する。

1. 会則･規程の制定及び改正

2. 事業計画及び事業報告の承認

3. 予算及び決算

4. 生徒会本部役員の信任及び解任

5. その他重要事項

第 9 条 定期総会は年 2 回開催する。但し、次の場合は臨時総会を開くことができる。

1. HR 委員会･生徒会本部･専門委員会及び監査委員会が必要と認めた場合。

2. 会員の 1/5 以上の署名による要求があった場合

第 10 条 総会の日時･場所及び議題は 7 日前までに公示する。

第 11 条 総会の議長(1 名)、副議長(1 名)は HR 委員会の議長･副議長があたる。

第 12 条 総会は会員の 3/4 以上の出席をもって成立する。但し、2 月 1 日以降については 1･2 年の

会員の 3/4 以上の出席をもって成立する。議事は第 45 条の場合を除いて出席会員の過半数の賛成をもって決する。議長団は議決権を持たない。賛否同数の場合は議長が決定する。

第 2 節 HR 委員会

第 13 条 HR 委員会は総会につぐ議決機関である。本会の運営に関する下記の事項を審議あるいは決定し、総会又は執行機関に付託する。

1. 規定の制定及び改正
2. 部･同好会の認可及び取消
3. 総会提出議案
4. 各機関より提出された議案
5. その他、必要な事項

第 14 条 HR 委員会は原則として、各ホームルームより選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。HR 委員は 4 月に選出され、その任期は翌年の 3 月 31 日までとする。欠員が生じた場合は、1 週間以内にそのホームルームにおいて補充する。

第 15 条 HR 委員会は委員の 2/3 以上の出席をもって成立する。2 月 1 日以降は第 12 条に準ずる。議事は出席委員の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は議長が決定する。

第 16 条 HR 委員会には委員の互選によって次の役員をおく。

委員長 1 名(議長を兼ねる)

副委員長 2 名以上(副議長を兼ねる)

第 17 条 定例 HR 委員会は毎月 1 回開くことを原則とする。但し、次の場合は臨時 HR 委員会を開くことができる。

1. HR 委員長が必要と認めた場合
2. 本部･専門委員会及び部長会の要求があった場合
3. HR 委員の 1/3 以上の要求があった場合
4. 会員の 1/10 以上の要求があった場合

第 18 条 本部役員･各専門委員会の委員長及び部長会の委員長は HR 委員会に出席し、発言することができる。但し、議決権を有しない。

第 19 条 HR 委員会は議案の審議のために必要と認めた場合には、会員の出席及び発言を求めるこ

とができる。

第 20 条 定例 HR 委員会の日時･場所･議題は 3 日前までに公示しなければならない。

第 3 章 執行機関

第 1 節 生徒会本部

第 21 条 生徒会本部(以下本部という)は次の事項を行う。

1. 総会･HR 委員会提出議案の作成

2. 総会･HR 委員会の議決事項の執行

3. 本会運営に関する一切の事務

4. その他、必要な事項

第 22 条 本部は次の役員によって構成する。この役員を本部役員と称する。

会 長 1 名　副会長 2 名　書 記 若干名　会 計 若干名

第 23 条 本部役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐する。会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3. 書記は会務を分担し、処理する。

4. 会計は会計事務にあたる。

(1) 生徒会の予算案並びに決算報告の作成

(2) 予算執行上の出納事務

(3) その他、生徒会運営上必要な収支事務

第 24 条 会長･副会長は全会員の選挙で選出され、任期は 1 年とする。選挙に関する細部の規定は、別に定める。

第 25 条 書記･会計は会長が指名し、HR 委員会の承認を得る。欠員を生じた場合は、会長が指名しなおし、HR 委員会の承認を得る。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第 26 条 本部役員は他の委員を兼任できない。

第 2 節 専門委員会

第 27 条 専門委員会は本会の目的を達成するために、それぞれ専門分野を担当する。

第 28 条 専門委員会には次のものをおく。

1. 保健委員会　2. 体育委員会　3. 生活委員会　4. 図書委員会

5. 美化委員会　6. 文化委員会　7.ボランティア委員会

第 29 条 前条の専門委員会の他に、必要に応じ HR 委員会の議決を経て、専門委員会を新設することができる。

第 30 条 専門委員会は各ホームルームより選出された委員によって構成する。委員の任期は、原則として前期は 4 月より 10 月まで、後期は 11 月より 3 月までとする。

第 31 条 専門委員会には委員長 1 名、副委員長 2 名以上、必要に応じて書記･会計を若干名おく。委員会は委員長が召集する。

第 32 条 専門委員会に関する構成と任務は別に定める。

第 3 節 部長会

第 33 条 各部は部長会に所属する。

第 34 条 部長会は各部の部長によって構成し、次の活動を行う。

1. 部活動についての必要事項の協議

2. HR 委員会への議案の提出

3.　HR 委員会での議決事項の執行

4. その他、必要な事項

第 35 条 部長会はそれぞれ委員長 1 名、副委員長 1 名、書記若干名をおく。委員会は委員長が召集する。

第 36 条 部活動についての規定は別に定める。

第 4 章 監査機関

第 37 条 本会は生徒会の全ての会計における審査と正常な運営のために監査委員会をおく。

第 38 条 監査委員会の任務は次の通りとする。

1. 本会の会計を監査し、総会に報告する。

2. 各機関の議決及び執行状況、又は会則等の遵守状況を監査し、正常な運営を勧告する。

3. 本部及び各部備品の管理･保全状況を調査し、勧告する。

4. その他、必要な事項

第 39 条 監査委員会は、原則としてホームルームより選出された 1 名の委員をもって構成する。監

査委員は委員長 1 名、副委員長 2 名以上を互選する。

第 40 条 監査委員は、4 月に選出され、その任期は翌年の 3 月 31 日までとする。欠員が生じた場合は、1 週間以内にそのホームルームにおいて補充する。

第 41 条 監査は原則として学期毎に定期監査を行う。但し、必要に応じて臨時に行うことができる。

第 5 章 会計

第 42 条 本会の経費は会計の負担する会費、その他の収入をもってまかなう。

第 43 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 44 条 会計(旅費･慶弔費を含む)に関する細部の規定は別に定める。

第 6 章 改正

第 45 条 この会則の改正は、HR 委員会において 2/3 以上の賛成を得て発議され、生徒総会の 2/3 以上の賛成を得て成立する。

付 則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

生徒会諸規程

1. 生徒会役員選挙管理規定

第 1 章 総則

第 1 条 この規定は本校生徒会会則第 24 条に基づき本校生徒会会員の意見を反映した選挙が行われることによって、本会活動の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 この規定は生徒会会長及び副会長の選挙に適用する。

第 2 章 選挙権及び被選挙権

第 3 条 生徒会会員は選挙権及び被選挙権を有する。但し、3 年生の会員は、2 学期以降被選挙権を有しない。

第 4 条 休学、停学中の者及び会員の資格を失った者は選挙権及び被選挙権を有しない。

第 3 章 選挙管理委員会

第 5 条 選挙管理委員会は次の活動を行う。

1. 公示

2. 立候補受付

3. 選挙活動の監査

4. 立候補者名簿の作成

5. 立会演説会

6. 投票及び開票の管理

7.投票結果ならびに当選者の発表

8. 再選挙及び補欠選挙に関する事務

9. その他必要な事項

第 6 条 選挙管理委員会は各クラスより 1 名ずつ選出された委員をもって組織する。委員は 4 月に選出されその任期は翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 条 選挙管理委員会は委員の中から委員長 1 名、副委員長 2 名以上を互選する。

第 8 条 委員長は選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

第 4 章 選挙手続き

第 1 節 選挙

第 9 条 会長及び副会長の選挙は原則として 2 学期に行う。

第 10 条 選挙は全会員の 2/3 以上の有効投票をもって成立する。成立しない場合は再選挙を行う。

第 2 節 公示

第 11 条 選挙管理委員会は投票日を定める。

第 12 条 選挙管理委員会は投票日の 14 日前に下記の公示を行う。

1. 選挙の日程

2. 選挙に関する手続き

第 3 節 立候補の届出

第 13 条 立候補者は立候補届出用紙に責任者 1 名及び運動員若干名を明記し締切日までに選挙管理委員会に届け出る。但し、1 人で 2 つ以上の立候補はできない。

第 4 節 選挙運動

第 14 条 選挙運動は選挙管理委員会の管理のもとに校内において立候補締切の翌日より投票日前日までの期間に行う。

第 15 条 選挙管理委員の選挙運動は禁止する。

第 16 条 選挙運動の細目は選挙管理委員会が定める。

第 5 節 投票

第 17 条 投票は規定の用紙による無記名投票とする。但し、選挙当日の欠席者は棄権とみなす。

第 18 条 選挙人は、選挙管理委員の立会いのもとに、その定めた時間に定められた場所で投票する。

第 6 節 開票

第 19 条 開票は選挙管理委員が開票所において各立候補者の責任者及び顧問の立会いのもとに行う。

第 20 条 下記の投票は無効とする。

1.正規の投票用紙を用いないもの

2. 立候補者以外の氏名を記入したもの

3.その他選挙管理委員会が無効と認めたもの

第 7 節 当選

第 21 条 有効投票数の上位得票者をもって当選とし、同数の場合は 7 日以内に決選投票を行う。

第 22 条 立候補者が定員以内の場合は信任投票を行う。信任投票においては、信任票数が有効投票

数の過半数を超えた場合をもって当選とする。

第 23 条 選挙管理委員会は選挙の結果に誤りのないことを確認した後、直ちに当選者を確定し公示しなければならない。

第 24 条 当選者は校長の認証をうける。

第 25 条 当選者は公示後 7 日以内に前任者との間で事務引継を完了する。

第 8 節 異議の申し立て

第 26 条 選挙に関する異議は、選挙管理委員長に文書をもって申し立てることができる。前項の申し立てがあった場合、選挙管理委員会はただちに調査し、適切な処置をとらなければならない。

第 9 節 立候補及び当選取消し

第 27 条 候補者及び選挙運動員が第 14 条及び第 16 条の規定に違反した場合には選挙管理委員会はその候補者の立候補及び当選を取消す事ができる。

第 28 条 候補者が取消しを願い出た場合には、選挙管理委員会の承認を必要とする。

第 10 節 解任

第 29 条 会長及び副会長は次の場合解任される。

1.本人が辞任を申し出、HR 委員会が承認した場合

2.本人が退会した場合

3.本人が休学、又は 2 か月以上の長期欠席をした場合

4.全会員の 1/10 以上の署名をもって解任を要求し、生徒総会で承認が過半数を占めた場合

第 11 節 補欠選挙

第 30 条 会長及び副会長に欠員を生じた場合には、14 日以内に補欠選挙を行う。但し、役員の任期満了前 2 か月未満に生じた場合には行わない。

第 31 条 当選人が当選を辞退した場合及び選挙後 1 か月以内に欠員が生じた場合には、次点者を繰り上げ補充する。但し、その任期は残りの期間とする。

第 5 章 改正

第 32 条 生徒会役員選挙管理規定の改正は HR 委員の過半数の要求があった場合審議され、全委員の 2/3 以上の賛成によって成立する。

附則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

選挙運動の細則

第 1 条 選挙運動の範囲を次のように限定する。

1. 掲示による(各候補者とも更紙大 10 枚までとし、選挙管理委員会検閲ずみのもの。掲示場所は選挙管理委員会が指定する場所とする)

2. 演説による(立会演説会において)

3. 運動員による(休憩時間内において)

第 2 条 選挙運動はすべて選挙管理委員会の指示を受けなければならない。

2. 専門委員会規定

第 1 章 総則

第 1 条 この規定は生徒会会則第 32 条に基づき、各専門委員会の構成とその任務等を定めることを目的とする。

第 2 章 専門委員会の任務と構成

第 2 条 保健委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。
2. 健康増進のための、各種の保健活動を行うことを目的とする。
3. 身体測定の実施等、各種の保健活動に協力する。また、広報活動等を通じて啓蒙活動を行う。
4. その他委員会の運営に必要な活動。

第 3 条 体育委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。
2. 体育的行事についての企画、立案および実施に協力する。体育授業への協力、体育用具の管理に協力することを目的とする。
3. 運動部部長と連絡を保つものとする。
4. その他委員会の運営に必要な活動。

第 4 条 生活委員会

1. 本委員会は原則として、各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。
2. 秩序ある学校生活をつくり、健全な校風を樹立することを目的とする。
3. 遅刻の防止、服装、頭髪の調査、交通安全の指導等に協力する。
4. その他委員会の運営に必要な活動。

第 5 条 図書委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名をもって構成する。
2. 学校の図書館活動に協力し、読書に対する啓蒙活動を行うことを目的とする。
3. 学校図書の整理、整頓、貸し出しを行う。図書館報の編集を通して読書指導を行う。

第 6 条 美化委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。

2. 学校内外の環境を常に良好に保つために環境の整備と美化に努めることを目的とする。

3. 学校内、学校周辺の通路の美化･緑化運動に協力する。

4. 清掃活動を指導点検する。また、清掃用具、蛍光灯、窓ガラス、カーテン、下足箱等の整理を行う。

5. その他委員会の運営に必要な活動を行う。

第 7 条 文化委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。

2. 文化祭等企画及び運営。

3. その他委員会の運営に必要な活動。

第 8 条 ボランティア委員会

1. 本委員会は、原則として各ホームルームから選出された男女各 1 名の委員をもって構成する。

2. 各種ボランティア活動の情宣を目的とする。

3. 校内募金活動に協力する。

4. その他委員会の運営に必要な活動。

第 3 章 改正

第 9 条 この規定の改正は、HR 委員会の過半数の要求があった場合審議され、2/3 以上の賛成によって成立する。

付則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

3. 部活動規定

第 1 章 総則

第 1 条 この規定は生徒会会則第 36 条に基づき生徒会活動の一環としての部活動について定める。

第 2 条 部活動は、共通の興味･関心を持つ者が学年をこえて団体を結成し、教育上望ましい文化的･体育的及び生産的な活動を行い、豊かな学校生活を自主的に築いていくことを目的とする。

第 2 章 組織

第 3 条 部活動の役員と任務は次の通りとする。

1. 部長は顧問の指導の下に、部の運営にあたる。

2. 副部長は部長を補佐する。

3. 会計は部の会計事務にあたる。

第 4 条 入退部は所定の用紙を用い、願いを顧問に提出して許可を受ける。

第 3 章 設立と改廃

第 5 条 部の設立は 4 月中とし、次の条件を満たすものとする。

1. 活動内容が健全なものであること。

2. 部員予定者(発起人)が 10 名以上いること。

3. 顧問教師がいること。

4. 活動可能な施設･設備があること。

5. 同好会として、少なくとも 1 年間の実績があり、存続の見込のあること。

第 6 条 同好会は部と同様の目的を有するが、前条のうち、人員、施設、実績が不充分な場合に置き、要件が満たされるにともなって部に昇格することができる。

第 7 条 部の設立については発起人が部活動新設の申請書を生徒会本部に提出する。

第 8 条 部員の 5 名以下の状態が 3 か月以上続いたとき、又は顧問教師を欠いたときは廃止することができる。

第 9 条 部･同好会の設立･廃止については HR 委員会で審議し、2/3 以上の賛成を必要とする。

第 10 条 部･同好会の設立･廃止については職員会議で審議し、学校長の承認を得なければならない。

第 4 章 運営

第 11 条 各部は原則として考査 1 週間前より考査終了まで活動を停止するものとする。

第 12 条 合宿は次の基準により行うものとする。

1. 合宿は技術の向上と心身の鍛練の場として認識し厳しい生活態度を保持する。

2. 合宿は原則として長期休業日とするが必要に応じて授業日にも行うことができる。

3. 合宿は原則として 1 回 5 泊 6 日までとし、年間 18 泊までを限度とする。

4. 合宿についての予定、日程は合宿に入る 1 週間までに所定の用紙に記入し、部活動委員会に提出する。

5. 合宿中 1 人でも非行を犯した場合は、即時中止する。

6. 使用場所の用具、施設等は完全に管理する。

7. 合宿中の外出は緊急時を除き、禁止する。

8. 感染症等の事故が発生した場合は直ちに中止する。

第 5 章 会計

第 13 条 各部は必要額を請求し、調整によって配分を受ける。

第 14 条 各同好会は原則として、予算の配分を受けないものとする。

第 15 条 各部の予算執行は別に定める生徒会規定により行う。

第 6 章 改正

第 16 条 この規定の改正は、HR 委員会委員の過半数の要求があった場合審議され、2/3 以上の賛成によって成立する。

付則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

4. 会計規定

第 1 章 総則

第 1 条 この規定は生徒会会則第 44 条に基づき、生徒会の会計の運営を公正かつ明確に行うため定める。

第 2 章 会計

会費は、次のとおりとする。

第 2 条 会費は次のとおりとする。

1. 会費は年額 6,000 円とする。

2. 授業料減免対象者は、生徒会費が免除される。

第 3 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 4 条.本会の予算の会計事務は、会計が顧問の承認を得て行う。

第 5 条 本会の出納管理は学校長が行う。

第 6 条 予算案は生徒会本部の予算会議に於いて作成し、HR 委員会で審議され生徒総会で審議し承認されるものとする。

第 7 条 各専門委員会･各部の会計係は、顧問の認印を得て必要事項を記入し請求書もしくは納品書を生徒会会計に提出する。

第 8 条 生徒会会計は請求書もしくは納品書を確認して会計顧問に提出し支払を受ける。

第 9 条 各専門委員会･各部は支払後、直ちに領収書を生徒会会計に提出しなければならない。

第 10 条 各専門委員会･各部は会計帳簿を備え、出納を明細に記入しなければならない。

第 11 条 各専門委員会･各部の超過支出は原則として認めない。

第 12 条 本会の会計係は決算を行い監査委員会の監査をうけ、決算をすみやかに HR 委員会で審議し、総会に提出し承認を得なければならない。

第 3 章 旅費

第 13 条 会員の派遣費は公式のものに限り運賃を請求することができる。運賃は公欠者全員の新田駅より着駅までの片道分を支給する。但し、バス料金及び草加、鳩ヶ谷、川口、越谷、松伏、八潮の各市町村を会場とするものは、支給しない。

第 14 条 公式の試合の参加料及び負担金は支給する。

第 15 条 関東大会以上の遠征費は別に枠を設けるが不足を生じた場合はその都度会員より徴収することができる。

第 16 条 遠征にあたった代表者は、派遣文書とともに明細表･領収書を生徒会会計に提出する。

第 17 条 講習会･練習試合の旅費は、支給しない。支給対象は、高体連・高文連関係の試合、コンクール等のみとする。

第 4 章 慶 弔 費

第 18 条 本規定は本校全員の慶弔に関して適用する。

第 19 条 次の場合生徒会予算慶弔費より支出する。

1. 会員の死亡 10,000 円

   会員の父母またはこれに準ずるものの死亡 5,000 円

2. 会員の病気･外傷等による 2 週間以上の入院の場合 見舞金 3,000 円

第 20 条 会員が災害に遭遇した場合の見舞は生徒会顧問と本部役員で原案を作成し HR 委員会の承認を得て支出する。

第 21 条 慶弔に関する旅費は生徒会代表 2 名まで支給する。

第 5 章 改正

第 22 条 この規定の改正は HR 委員会委員の過半数の要求があった場合審議され、総会の 2/3 以上の賛成によって成立する。

付則

この規定は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

授業料滞納者に対する処置の基準

(抜萃)

第２条 授業料滞納者に対する処置は、概ね次の各号の手続を経て行うものとする。

1 滞納１月のときは、保護者に督促するものとする。

2 滞納２月のときは、保護者を招集して再度督促する。

3 滞納３月以上に及ぶときは、出席停止を命ずることができる。

4 滞納５月以上に及ぶときは除籍することができる。

諸証明書発行について

諸証明書の発行は、下記に申し込むこと。

証明書の種類	申込先
成績証明書・推薦書・調査書 卒業見込証明書等の成績、進路関係	各担任
生徒旅客運賃割引証（学割証） ※旅行許可願に保護者の確認印を受け、１週間前に申し込むこと。 100㎞以上２割引。	各担任
在学証明書・通学証明書 ※午前中受付…放課後発行 午後受付…翌日発行	事務室